

市役所の組織が  
変わります！

# 4月1日から新しい組織で スタート！

4月から市役所の組織や事務体制の一部を変更します。今回は、次の通り見直しを行いました。◎問い合わせ 行政改革課 ☎23-7161

## 総合支所機能の再編

地域自治区終了後の総合支所の組織体制について、これまで通り提供できるサービスを維持しながら、「地域振興機能の強化」と「総合窓口体制の推進」を整備方針の柱として再編を行いました。

## 地域振興機能の強化

これまでの総合支所総務課が所管する事務に地域振興機能を加え、協働のまちづくりを推進します。このため、課の名称を総務課から「**地域振興課**」に変更します。

## 総合窓口体制の推進

財務課と市民生活課、健康福祉課の3課を統合。住民への身近なサービスを広く担当するため、課の名称を「**市民生活課**」とし、各種手続きや証明書などの交付、市税や福祉に関する相談を一つの課で担当します。

## 合併処理浄化槽の担当課変更

課の統合に伴い市民生活課に代わって、建設課が担当します。取り扱う事務内容に変更はありません。

### ●山之口総合支所

☎57-3111 (代表)

### ●高城総合支所

☎58-2311 (代表)

### ●山田総合支所

☎64-1111 (代表)

### ●高崎総合支所

☎62-1111 (代表)

## 畑地かんがい関連事務の統合

畑地かんがい事業の施設整備事務と営農推進事務を統合し、推進体制を強化します。また、4月から事務の拠点を都北町別館（地場産業振興センター東隣）に移し、都城盆地土地改良区や関係機関との連携を図ります。

### ●農産園芸課畑かん営農推進担当

☎36-6610

地域住民の  
交流拠点施設

# 五十市地区公民館が オープン！

五十市地区公民館が完成し、4月2日(月)にオープンします。環境にも配慮し、蓄熱式空調システムやLED照明を採用。今後は、地域住民の交流の場や住民による協働のまちづくり活動の拠点施設として、また災害時の避難所としても活用していきます。

◎問い合わせ 五十市地区公民館 ☎23-2184

## 多目的ホール

学習発表会や講演会など、いろいろな催しに対応できます。また、間仕切りすることで、中・小会議室としても利用できます。

※テーブル使用の場合 120席  
椅子のみ使用の場合 270席

## 研修室（会議室、和室）

会議や研修会、生涯学習活動に利用できます。会議室は、間仕切りすることで、小会議室として利用できます。

※会議室は、座席数36席。和室は、18畳の広さで座卓10台

## 調理室

調理講習会や調理実習などの生涯学習活動に利用できます。

※調理実習台5台

## シルバースタジオ

マッサージ機やソファを備え、高齢者がくつろげる施設です。

## 図書・児童室

児童書を中心にたくさんのお本をそろえていて、子どもにも魅力的な施設です。

※読み聞かせコーナー、授乳室を備えています

### ■申し込み

1カ月前から窓口で受け付けます。ただし、変更およびキャンセルは1週間前までは1週間前まで

### ■利用時間

休館日を除き、9時～22時

※準備などの時間も含みます

### ■休館日

毎月第3日曜日（家庭の日）、12月29日～

1月3日



# 保存版

## 平成24年度 市税などの納期限・口座振替日一覧表 (普通徴収分)

年月	種類	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料	軽自動車税
平成24年	4月	1期 5月1日(火)					
	5月						1期 5月31日(木)
	6月		1期 7月2日(月)	1期 7月2日(月)			
	7月	2期 7月31日(火)		2期 7月31日(火)	1期 7月31日(火)	1期 7月31日(火)	
	8月		2期 8月31日(金)	3期 8月31日(金)	2期 8月31日(金)	2期 8月31日(金)	
	9月			4期 10月1日(月)	3期 10月1日(月)	3期 10月1日(月)	
	10月		3期 10月31日(水)	5期 10月31日(水)	4期 10月31日(水)	4期 10月31日(水)	
	11月			6期 11月30日(金)	5期 11月30日(金)	5期 11月30日(金)	
	12月	3期 12月25日(火)		7期 12月25日(火)	6期 12月25日(火)	6期 12月25日(火)	
平成25年	1月		4期 1月31日(木)	8期 1月31日(木)	7期 1月31日(木)	7期 1月31日(木)	
	2月	4期 2月28日(木)		9期 2月28日(木)	8期 2月28日(木)	8期 2月28日(木)	
	3月			10期 4月1日(月)			

※「納期限」「口座振替日」は、納付月の末日(12月は12月25日)。ただし、納期限が土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が納期限となります

### ◎納付場所

○次の金融機関の窓口

宮崎銀行、鹿児島銀行、宮崎太陽銀行、南日本銀行、西日本シティ銀行、都城信用金庫、九州労働金庫、都城農業協同組合  
○沖縄県を除く九州管内の郵便局、ゆうちょ銀行

※納期限後は取り扱いできません

○全国のコンビニエンスストア

※後期高齢者医療保険料と取扱期限を過ぎた納付書は取り扱いできません

○市役所、各総合支所、各地区市民センター

### ◎納付に関する問い合わせ

【市県民税・軽自動車税・固定資産税】

納税課 ☎23-212126

【国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料】  
保険年金課 ☎23-7144

【介護保険料】

介護保険課 ☎23-2596

### ◎課税内容に関する問い合わせ

【市県民税・軽自動車税】

市民税課 ☎23-2123  
資産税課 ☎23-2124

【国民健康保険税・

後期高齢者医療保険料】  
保険年金課 ☎23-2642

### 【介護保険料】

介護保険課 ☎23-2596

### ◎各総合支所の連絡先

山之口総合支所 ☎57-3111  
高城総合支所 ☎58-2311  
山田総合支所 ☎64-1111  
高崎総合支所 ☎62-1111

### 税・保険料の納付は、 便利な口座振替で!

口座振替の申し込みは、金融機関の窓口で預貯金通帳と届け出印および納税(納付)通知書を持参し、備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込んでください。

※振り替え開始は申し込み月の翌月からとなりますが、月末近くに申し込むと、翌々月からの振り替えとなる場合があります

### 口座振替済通知書を廃止

1月から口座振替済通知書の発送を廃止しましたので、振り替えの結果については、預貯金通帳に記帳して確認ください。  
※車検が必要な軽自動車の所有者または使用者には、口座振替済通知書(継続車検用)を送ります

若者の  
交流拠点!

都城市勤労  
青少年ホーム

# 「カレッジピア」会員募集



都城市勤労青少年ホーム「カレッジピア」では、平成24年度の会員を募集しています。カレッジピアは働く若者が余暇を利用して、スポーツや文化活動を行う場です。現在、健康増進と文化的教養を高めることを目的に、スポーツ系5クラブ、文化系7クラブ、計12のクラブが活動していて、交流を深めています。

●問い合わせ  
生涯学習課 ☎23-9545

## 対象者とクラブの内容

市内に居住または勤務している、39歳以下で未婚の人が対象です。

### スポーツ系のクラブ

#### 【ミニテニス】

- 日時 毎週火曜日 20時～22時
- 場所 勤労青少年体育センター  
(姫城地区体育館)

#### 【ボウリング】

- 日時 毎週水曜日 20時～22時
- 場所 都城スターボウル

#### 【ゴルフ】

- 日時 毎週木曜日 20時～22時
- 場所 都城ゴルフガーデン

### 文化系のクラブ

#### 【ヨガA】

- 日時 毎週水曜日 19時～21時
- 場所 中央公民館

#### 【ヨガB】

- 日時 毎週月曜日 19時30分～21時30分
- 場所 総合社会福祉センター

#### 【ミニバレーボール】

- 日時 毎週金曜日 20時～22時
- 場所 勤労青少年体育センター

#### 【バドミントン】

- 日時 毎週金曜日 20時～22時
- 場所 勤労青少年体育センター

### 【フラワーアレンジメント】

- 日時 毎週火曜日 19時～21時
- 場所 総合福祉会館

### 【英会話】

- 日時 毎週水曜日

19時30分～21時30分

### 【料理】

- 場所 総合福祉会館

### 【日時】

- 日時 毎週木曜日 19時～21時
- 場所 総合福祉会館

### 【ペン習字・書道】

- 日時 毎週木曜日 19時～21時
- 場所 総合福祉会館

### 【着付け】

- 日時 毎週金曜日

19時30分～21時30分

### 【場所】

総合福祉会館

## 入会金やその他の費用

入会金2,000円が必要です。また、文化系クラブは講師料として月額1,000円が必要です。※材料費や利用料が必要なクラブがあります。詳しくは入会時に確認してください

## 入会方法

各クラブの活動日に会場で入会申し込みをするか、開校式または入会説明会に参加してください。

### カレッジピア開校式

- 日時 5月9日(水) 19時30分～
- 場所 中央公民館

### 入会説明会

- 開催予定日 6月11日(月) 7月9日(月)

- 場所 中央公民館



Voice

大谷明弘さん

カレッジピアではクラブ活動だけではなく、盆地まつりや神柱フリーマーケットなど、いろいろなイベントにも参加しています。

クラブ活動はもちろん、いろいろなイベントに仲間と一緒に参加できるので、日頃経験できない楽しみや新たな出会いがあるのも魅力です。

見学もできますので、気軽に遊びに来てみませんか？一緒に活動して、みんなで楽しみましょう。

安全で住み良いまちづくりのために

# 一人ひとりの力で快適な道路環境をつくりましょう！

都城市の市道の延長は約3,200<sup>キ</sup>にも及び、その距離は、高速道路で本市と仙台市との間を往復できるほどの長さです。

市では、市民の皆さんが道路を安全に通行できるようにパトロールを実施して、穴ぼこ補修や段差解消などのほか、除草などの作業を行っています。

しかし、この長大な市道を良好な状態に保つためには、市民の皆さんの協力が不可欠です。

生活道路は地域の財産です。安全で住み良いまちづくりのために、自宅前や身近な道路の除草をしたり、道路上に看板や商品などを置かないようにしたりするなど、一人一人の力で快適な道路環境をつくりましょう。

皆さんのご理解とご協力をよろしくお願いします。



## 道路の破損箇所を見つけたら

道路の穴ぼこや陥没、路肩の決壊、カーブミラーなどの破損は、交通事故の原因になる場合があります。そのため、そのような異常箇所を見つけたら、早急に連絡をお願いします。

## 道路構造物などを破損させたら

交通事故やその他の行為によって、カーブミラーやガードレール、縁石などを傷つけたり破損させてしまったたりした場合は、連絡をお願いします。

### ◎問い合わせ

維持管理課

☎ 23-2752

山之口総合支所建設課

☎ 57-3111

高城総合支所建設課

☎ 58-2311

山田総合支所建設課

☎ 64-1111

高崎総合支所建設課

☎ 62-1111

## 道路に張り出した

### 樹木の剪定・伐採などをお願いします！

庭先の植木や生け垣は、住んでいる人や通行する人に憩いと安らぎを与えてくれます。

しかし、樹木や枝葉が道路上に張り出すと、車両や歩行者の通行の支障となります。また、道路標識やカーブミラーなどを見えにくくし、思わぬ事故を引き起こす原因にもなる恐れがあります。

こうした枝葉などを市が勝手に切ることはできません。もし、これが一因となって交通事故が発生した場合、その土地（樹木）の所有者が責任を問われる場合があります。（民法第717条「土地の工作物の占有者及び所有者の責任」、道路法第43条「道路に関する禁止事項」）

事故を未然に防止するために、自宅の庭や山林に樹木を所有する皆さんは、日頃から樹木を適正に管理するようにお願いします。



## 歩道切り下げや縁石撤去は許可を受けて工事を！

個人で設置した段差解消ブロックや鉄板は、交通事故の原因になるなど、大変危険です。

車道から宅地内への乗り入れがしやすいようにするために、歩道の縁石の撤去や切り下げなどの工事を、自己負担で行うことができます。

こうした場合は、道路を管理する行政機関に事前に申請し、許可を受けて工事を行ってください。



## 建築行為に伴う道路後退などで生じた道路の未舗装部分

その敷地が市有地である場合は、道路の一部として市が管理します。こうした部分の舗装については、円滑な通行のために工事の必要があることや、一定の区間で連続して効果的な工事が実施できる場合に市が施工します。

建築行為に合わせてすぐに舗装をしたい場合には、申請をして許可を受け、費用を自己負担して工事を行うことができます。